

# 業務指示書

## パラグアイ国パラグアイ上下水道に係る省エネルギー普及促進に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月8日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：エネルギー効率化にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／省エネ診断、評価）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：エネルギー効率化のための技術検討・提案・調整に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語又は英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
スペイン語ができる方が望ましい。

##### 【業務従事者：担当分野 省エネ技術】

- 1) 類似業務の経験：エネルギー効率化のための技術検討・提案に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語又は英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
スペイン語ができる方が望ましい。

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年5月12日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PYG1 = 0.02003 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／省エネ診断、評価  
省エネ技術

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.40 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月31日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

パラグアイ国パラグアイ上下水道に係る省エネルギー普及促進に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／省エネ診断、評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネ技術	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容等に関する事項】

### 1. 業務の背景

パラグアイでは、2014年現在全国の上水道アクセス率は85%を達成しているが、上水道アクセス率は地域間で大きな違いが見られ、アスンシオン首都圏の上水道アクセス率は98%である一方、パラグアイ第二の都市であるシウダー・デル・エステ都市圏の上水道アクセス率は60%にとどまっており（いずれも2014年）、渇水期の水不足等の問題が発生している。また、パラグアイは全土において下水道施設の整備が不十分であり、降雨時の冠水、地下水・湖等の水質汚染が深刻化している。かかる状況下、パラグアイ政府は「国家開発計画2030」の優先課題の一つである「貧困削減と社会開発」解決に向けた重点施策として上下水道の普遍化を掲げている。

JICAは、2009年に「エステ都市圏上下水道システム整備事業準備調査」を実施した。当時は事業実施に至らなかったが、同調査を踏まえて、2015-2016年にはパラグアイ衛生サービス公社（ESSAP）が施設設計の素案を作成した。2016年には米州開発銀行（IDB）によるESSAP調査の見直しがなされた。パラグアイ公共事業通信省（MOPC）は「アルトパラナ県上下水道システム整備事業」（以下、「本事業」という。）を官民連携（PPP）案件として形成すべく、JICA及びIDBの支援を得てプレF/Sを作成した。（なお、シウダー・デル・エステ市はアルトパラナ県に所属する。）IDBは日本信託基金である「質の高いインフラ支援基金（JQI）<sup>1</sup>」を活用し、本事業のF/S及びPPP手続きへの支援（T/C）を実施予定としており、本T/CにはJICAによる省エネ効果に関する情報提供等の関与が期待されている。また、MOPCからはパラグアイにおける省エネルギー効果のある上下水道施設の建設に関心が寄せられている。

なお、JICAとIDBは2016年に協調融資枠組みであるCORE（Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency<sup>2</sup>）を拡大し、エネルギー効率の改善に役立つ運輸や水・衛生も対象分野となった。これを受け、本事業もCOREの下のIDBとの協調融資候補案件として、JICA-IDB間で協議を継続中であり、CORE枠組みの条件の一つに省エネ効果発現が求められている。

本業務は、コンサルタント派遣により本事業に必要なポンプ等機器の省エネ効果に係るデータを収集し、F/S作成に必要な情報を提供すると同時に、融資対象分野として見込まれている水・衛生分野についての情報収集も実施することで、アルトパラナ県上下水道システム整備事業をはじめとするCOREの下の水・衛生

<sup>1</sup> 日本政府がIDB内に設置した基金で、対象分野はインフラ、金額は500万ドルである。

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/mdbs/idb/160410.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/mdbs/idb/160410.pdf)

<sup>2</sup> 対象地域は中南米地域の途上国、対象分野は再生可能エネルギー及び省エネ関連分野である。

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/mdbs/idb/160410.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/mdbs/idb/160410.pdf)

分野に係る円借款の協調融資案件の形成促進に資するものである。

## 2. 業務の目的

本業務は、省エネ技術の導入検討を通じてアルトパラナ県上下水道システム整備事業の案件形成を支援するとともに、アルトパラナ県を中心とした、パラグアイにおける CORE 協調融資案件の発掘・形成を促進することを目的とする。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 成果品等」を念頭に、「4. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) IDB が実施する T/C との連携

本事業の案件形成支援に関しては、本業務と同時期に IDB 支援の F/S が実施される予定。本業務従事者は当該 F/S 調査団や IDB 関係者等の IDB の T/C 関係者と連携して、F/S に効果的なインプットを行っていくことが期待される。については、IDB 実施の F/S への関与（連携方法）について、第 1 次現地業務の初期段階で上記 F/S 調査団の十分な調整を行う。IDB の F/S のスケジュールにズレが生じた場合の対応については、JICA 中南米部、IDB の T/C 関係者及びカウンターパートと十分な調整を行う。現段階では IDB の F/S のスケジュールは 5 月下旬から 6 月下旬にかけて Work Plan を作成、6 月下旬から 7 月下旬にかけて Progress Report を作成、8 月下旬から 11 月下旬にかけて Draft Report を作成、12 月下旬から 1 月下旬にかけて Final Report を作成予定となっている。必要に応じて、アルトパラナ県における上下水道施設に係る調査と、アルトパラナ県以外の施設に係る調査のボリューム・日程を、JICA 中南米部と相談の上調整する。

### (2) 水・衛生セクターにおける省エネ技術活用促進

パラグアイの水・衛生分野における課題解決のために、省エネ技術の活用促進を図る。具体的には、現地でのセミナーや本邦招聘を通じて日本における上下水道事業/施設の省エネ化の代表事例や、本邦企業及び他国主要メーカー等が保有する上下水道分野の省エネ関連技術・製品を紹介することで、パラグアイ政府関係者の上下水道システムの省エネ化に係る理解と、活用に向けた検討の促進を図る。

### (3) 本邦招聘の実施

JICA 中南米部が実施する本邦招聘プログラムを支援する。パラグアイへの導入が期待される日本の水・衛生セクターに係る技術、取り組み事例に関する理解を深めるとともに、導入に向けた確認や意見交換を行うことを目的とし、パラグアイ政府関係機関、IDB の T/C 関係者等を対象とする。詳細は 5. (6) の通り。

## 5. 業務の内容

### (1) 第1次国内業務 (6月下旬) (内5日間程度)

#### ア. 関連情報の収集・整理

- ① パラグアイにおける上下水道整備事業(本事業を含む)に係る既存資料・JICA 報告書、他ドナー報告書、ESSAP 報告書等のレビューを行う
- ② 日本における上下水道事業/施設の省エネ化の代表的事例及び、本邦企業及び他国主要メーカー等の保有する上下水道分野の省エネルギー関連技術・製品を調査し、取り纏める。

#### イ. 業務計画の作成・提出

- ① 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)を、JICA 中南米部による確認ののち提出し、西文に翻訳する。

### (2) 第1次現地業務 (7月上旬~7月中旬) (15日間程度)

#### ア. 業務計画の説明

- ① 現地業務開始時に、JICA パラグアイ事務所へ業務計画書(和文)を説明する。
- ② カウンターパート機関(MOPC、DAPSAN(水・衛生局)等)に対して業務計画書(西訳版)を説明・提出し、了解を得る。

#### イ. パラグアイ国における上下水道整備事業の省エネ化の可能性検討(以下①、②は第2次国内業務及び第2次現地業務で継続実施することも可能)

- ① パラグアイ国の公的機関(MOPC 等)及び上下水道事業者等からのデータ収集、既存の上下水道施設(建設予定地も含む)への訪問等を通じ、パラグアイ国の既存上下水道施設の運用状況、適用技術、関連基準等の情報を収集し、現状のエネルギー消費量と省エネ対策後の予想されるエネルギー消費量との比較・分析を行う。

② これらの分析を踏まえ、パラグアイ国の上下水道事業における一般的な省エネルギーニーズを把握し、活用可能な省エネルギー関連技術の検討を行う。

ウ. 本事業の案件形成支援（以下、②～④は第2次現地業務で継続実施することを想定）

① IDB の T/C 関係者（IDB 現地事務所、F/S 調査団、MOPC 担当者等）へ、カウンターパートとともに業務計画を説明し、活動における連携方法等について議論する。

② パラグアイ国の公的機関（MOPC 等）及び上下水道事業者等からのデータ収集、またアルトパラナ県で上下水道整備事業にて建設予定の上下水道施設のサイトを訪問し、既存施設を含む関連情報を収集する。（IDB の T/C コンサルタントとの連携による実施を想定。）

③ 本事業に活用可能な省エネルギー技術・製品の技術的条件の整理、具体的な適用可能技術の検討、活用時の省エネルギー効果の計算を行う。

④ 上記①～③を踏まえ、IDB が実施する本事業に係る F/S 調査の活動をフォローし、関連会議への出席を通じて省エネルギー技術の導入検討に必要な情報提供を行う。

エ. 現地業務結果の報告

① 第1次現地業務にかかる現地業務結果報告を MOPC、DAPSAN に対して行う。なお、当該報告に当たっては、パラグアイ側が十分に理解できるよう配慮すること。

② 第1次現地業務にかかる現地業務結果を第1次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA パラグアイ事務所に対して報告する。

（3）第2次国内業務（7月下旬～10月上旬）（内10日間程度）

ア. 現地業務結果の報告

① 第1次現地業務にかかる現地作業結果報告を、第1次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

イ. T/C 実施状況のフォロー

① IDB 支援によるアルトパラナ上下水道整備事業の T/C 実施状況（F/S 作成状



況) のフォローを継続する。

ウ. 業務計画の見直し

- ① 第1次現地業務の結果を踏まえ、第2次現地業務のスケジュールおよび業務内容について JICA 中南米部と打合せを行う。必要に応じて、業務計画書(和文)を修正し、JICA 中南米部による確認ののち提出し、西文に翻訳する。

エ. 本邦企業との意見交換

- ① 調査結果を踏まえて、(4)イ.②~③を念頭に置き、アルトパラナ県で建設予定の上下水道施設に対し活用可能な省エネルギー関連技術について、本邦企業との意見交換を行う。

(4) 第2次現地業務(10月中旬~11月中旬) (30日間程度)

ア. 業務内容の説明

- ① 現地業務開始時に、JICA パラグアイ事務所および MOPC、DAPSAN に対して第2次現地業務のスケジュールおよび業務内容について説明する。上記において業務計画書(和文)を修正している場合、当該業務計画書(和文)についても、JICA パラグアイ事務所が西文翻訳したものを MOPC、DAPSAN に説明し、了解を得る。

イ. 本事業の案件形成支援

- ① 第1次現地業務((2)ウ.②~④)の続きを実施する。
- ② ①を受けて、IDB の T/C 関係者に対し、アルトパラナ県で建設予定の上下水道施設に対し活用可能な省エネルギー技術・製品と活用時の省エネルギー効果について具体的に説明・提案する。
- ③ パラグアイ国政府関係機関、IDB の T/C 関係者等を対象として、日本での上下水道事業における省エネ事例及び代表的な技術を紹介する。(セミナー形式を想定。(セミナーの回数は1回で1日間、MOPC、DAPSAN 等パラグアイ政府機関の幹部及び担当者、IDB の T/C 関係者の参加を想定。参加者の総数は50名程度を想定。))

ウ. アルトパラナ県以外の県における上下水道整備事業のニーズ調査・エネルギー効果発現のための技術的条件整理

- ① パラグアイの公的機関（MOPC、DAPSAN 等）からアルトパラナ県以外の県で計画・検討している上下水道整備事業（既存施設の改修を含む）における省エネニーズのヒアリングを行う。
- ② パラグアイ政府関係者による日本の省エネルギー技術を用いた上下水道事業及び関連本邦技術の視察（本邦招聘）の企画及び現地関係者との協議・調整を行う。

エ. 現地業務結果の報告

- ① 第2次現地業務にかかる現地業務結果報告を MOPC、DAPSAN に対して行う。  
なお、当該報告に当たっては、パラグアイ側が十分に理解できるよう配慮すること。
- ② 第2次現地業務にかかる第2次現地業務結果報告書（和文）にまとめ、JICA パラグアイ事務所に対して報告する。

（5）第3次国内業務（11月中旬～1月上旬）（内14日間程度）

ア. 現地業務結果の報告

- ① 第2次現地業務にかかる現地業務結果報告を、第2次現地業務結果報告書（和文）に基づき、JICA 中南米部に対して行う。

イ. T/C 実施状況のフォロー

- ① IDB 支援によるアルトパラナ上下水道整備事業の T/C 実施状況（F/S 作成状況）のフォローを継続する。

エ. アルトパラナ県以外の上下水道事業の省エネルギー効果発現のための技術的条件整理

- ① （2）イ. （4）ウ. 等の関連の調査結果を踏まえて、アルトパラナ県以外の既存上下水道事業（建設予定地も含む）への省エネルギー技術・製品の活用可能性及び活用時の省エネルギー効果について机上評価を行う。
- ② パラグアイ政府関係者による日本の省エネルギー技術を用いた上下水道事業及び関連本邦技術の視察（本邦招聘）の企画を行う。

（6）本邦招聘（1月中旬）（内10日間）

ア. 本事業の案件形成支援

- ① 本事業への導入が期待される日本の水・衛生セクターにかかる省エネルギー

関連技術、取り組み事例に関する理解を深めるとともに、導入に向けた意向を確認や意見交換を行う目的で、パラグアイ政府関係者（MOPC、DAPSAN 各2名ずつ）、IDBのT/C関係者（2名）計6名（想定）を対象に7日程度の本邦招聘を実施する。招聘対象者はハイレベル及び担当者各1名を想定するが、具体的には第2次現地作業及び現地での関係者との協議の結果を踏まえ、最適な構成を検討する。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

1) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招聘カリキュラムの作成

招聘実施1か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程/行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を西文で作成する。

5) 被招聘者への来日前説明への支援

被招聘者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程/行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招聘カリキュラムの実施（7日間）

招聘カリキュラムや日程/行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

(7) 第4次国内業務（1月下旬）（内5日間）

ア. 報告書の作成・提出・報告

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 中南米部に提出し、報告する。

6. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとし、専門家業務完了報告書を最終成果品とする。

(1) 現地業務工程表（案）を含む業務計画書

記載事項：既存資料のレビュー、第一次国内・現地作業の結果等を踏まえた業務の基本方針、調査方法、作業工程、業務フローチャート等

提出時期：第一次国内作業終了時（6月下旬を想定）

提出先：JICA 中南米部

部数：和文2部、西文2部（簡易製本）

(2) 第1次現地業務結果報告書

記載事項：第一次現地業務までの全調査結果

提出時期：第一次現地業務終了時（7月下旬を想定）

提出先：JICA 中南米部

部数：和文2部、西文2部（簡易製本）

(3) 第2次現地業務結果報告書

記載事項：第2次現地業務までの全調査結果

提出時期：第2次現地業務終了時（11月中旬を想定）

提出先：JICA 中南米部

部数：和文2部、西文2部（簡易製本）

(4) 専門家業務完了報告書

記載事項：第2次現地業務結果報告書に対して必要な修正、追記を行った全調査結果、本邦招聘結果

提出時期：本邦招聘終了時（1月下旬を想定）

提出先：JICA 中南米部

部数：和文5部、西文3部（製本）

(5) その他の提出物（提出先：JICA 中南米部）

- ① 作成及び収集した資料、データ（撮影写真を含む）及びそのリスト：な

お、各種レポートへの別添とすることにより個別の提出を省略することも可とするが、詳細は JICA 中南米部の指示に従うこととする。

提出時期：その都度

- ② その他：上記提出物の他、JICA 中南米部が必要と認め、書面により報告を求める場合には、すみやかに提出する。

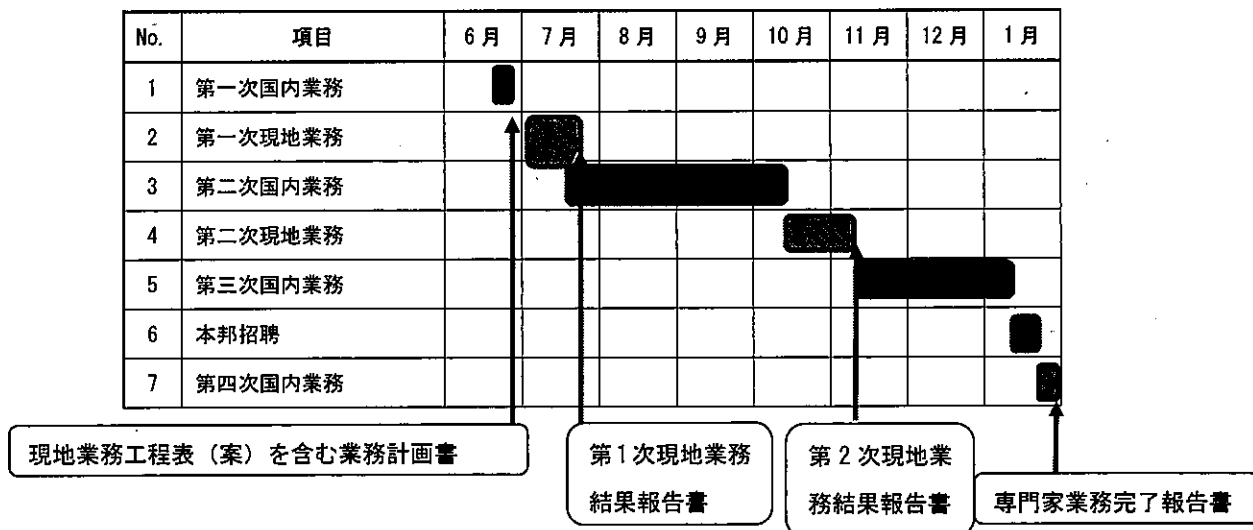
(6) 報告書作成にあたっての留意点

- ③ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、西文等の外国語についてもネイティブチェックを含めた十分な確認を行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ④ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

### 【第3. 業務実施上の条件】

#### 1. 調査の工程

本調査の調査期間は2017年6月下旬から2018年1月下旬までとし、調査の工程については以下を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があれば、本邦招聘時期以外は変更可能。具体的な調査工程はプロポーザルで提案すること。



#### 2. 業務量目処と業務従事者の構成

(1) 全体 M/M : 7.40M/M 程度

(2) 想定する業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、記載の格付けは目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/省エネ診断、評価 (2号)
- ② 省エネ技術 (3号)

#### 3. 対象国からの便宜供与

コンサルタントの執務室、執務に必要な機材

#### 4. 通訳

本調査には、現地あるいは第三国からの通訳（英語/日本語⇄スペイン語）の配置を認める。但し、経費は直接費のみとする。備上を希望する場合は、必要経費を本見積書に記載すること。なお、西語での業務が可能な団員が含まれることが望ましい。

## 5. 参考資料

2009年：エステ都市圏上下水道システム整備事業準備調査

（閲覧資料 問い合わせ先：中南米部南米課 八里 (tel:03-5226-8530)）

2016年：パラグアイ共和国 PPP による事業化促進に向けた各種政策・制度に係る情報収集・確認調査

（貸与資料 問い合わせ先：中南米部南米課 八里 (tel:03-5226-8530)）

## 6. その他留意事項

### (1) 安全管理

現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA の各拠点において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

